

平成十一年法律第二百二十七号

国旗及び国歌に関する法律

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

2 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

(国歌)

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(商船規則の廃止)

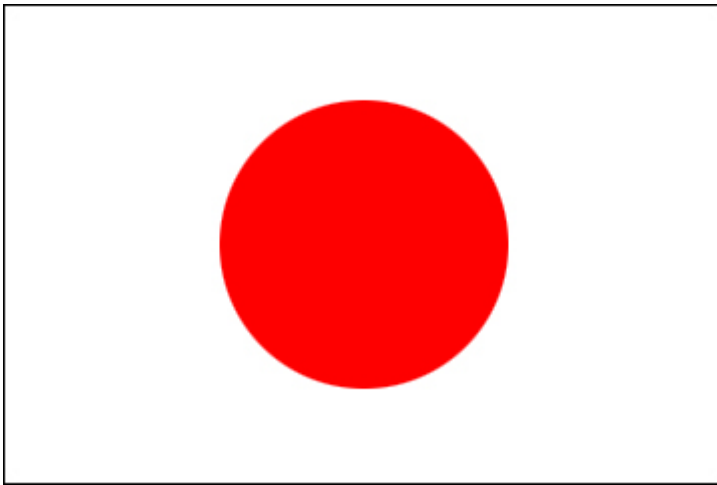
2 商船規則（明治三年太政官布告第五十七号）は、廃止する。

(日章旗の制式の特例)

3 日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗 側に横の長さの百分の一偏した位置とすることができる。

別記第一（第一条関係）

日章旗の制式



一 寸法の割合及び日章の位置

縦 横の三分の二

日章

直径 縦の五分の三

中心 旗の中心

二 彩色

地 白色

日章 紅色

別記第二（第二条関係）

君が代の歌詞及び楽曲

一 歌詞

君が代は
千代に八千代に
さざれ石の
いわおとなりて
こけのむすまで

二 楽曲

古 歌

林 広守 作曲

